議案第１３３号

北上市介護保険条例の一部を改正する条例

北上市介護保険条例（平成12年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附　則 （令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例） 第９条　［略］	附　則 （令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例） 第９条　［略］ （令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例） 第10条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第２９４条第３項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1，000円以上65万1，000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部

分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和25年法律第２２６号）第２９２条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1，000円以上１６１万9，000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項（第

６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和25年法律第２２６号）第２９２条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が１６１万９，０００円以上１９０万円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項（第６号ア

、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和25年法律第２２６号）第２９２条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第２９２条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に65万円から令和７年給与所得控除額（令和７年中の所得税法第28条第１項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規

定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1)　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第２９４条第３項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2)　地方税法第２９５条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が55万1，000円以上65万1，000円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が65万1，000円以上１６１万9，000円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万9，000円以上１９０万円未満であり、かつ、１３５万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3)　地方税法第２９５条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が55万1，000円以上65万1，000円未満であり、かつ、非課税限度額（地方税法第２９５条第３項の規定に基づき北上市市税条例（平成３年北上市条例第62号）第15条第２項に定める金額をいう。以下この号において同じ。）から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

	イ　令和７年中の給与等の収入金額が65万1，000円以上１６１万9，000円未満であり、かつ、非課税限度額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合 ウ　令和７年中の給与等の収入金額が１６１万9，000円以上１９０万円未満であり、かつ、非課税限度額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合 ２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。 （令和８年度分の保険料の減免の特例） 第12条　市長は、令和８年度分の保険料について、第９条第１項から第３項までの規定にかかわらず、市長が必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。
備考　改正部分は下線の部分である。	

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

令和８年３月４日提出

北上市長　八重樫　浩　文

提案理由

介護保険法施行令の一部改正を踏まえて、令和８年度における保険料率の算定の特例を定めるほか、所要の改正をしようとするものである。